

# 植物防疫法における病害虫の侵入・まん延防止のための取り組み

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 なか ぞの こう いち  
中 園 浩 一

## はじめに

近年、温暖化による気候変動、人やモノの国境を越えた移動の増加等に伴い、海外での病害虫の発生地域が拡大、世界各地で病害虫による被害の拡大が報告されている。

日本においても、同様であり、例えば、かんきつ類等の大害虫であるミカンコミバエ種群については、国内からの根絶確認以降においても、南西諸島を中心に、中国等の発生地域からの風による飛来と考えられるトラップへの誘殺が確認されていたが、近年では、その誘殺数が増加するとともに、九州本土でも多数の飛来が確認されている状況である。(図-1、2) また、ツマジロクサヨトウやトマトキバガといった病害虫も国内で新たに確認されており、病害虫の侵入・まん延のリスクが高まっていると考えられる。

こうした病害虫の侵入・まん延リスクの高まり等に対して、植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法の一部を令和4年5月に改正し、令和5年4月1日に施行されたところである。

本稿では、今般の植物防疫法の一部改正（以下「法改正」）による新たな取り組みのうち、主に、国内検疫における病害虫への対応について紹介をしていきたい。

## I 侵入調査事業について

病害虫の侵入・まん延を防止するためには、その侵入を早期に発見し、早期に防除に取り組むことが重要となる。

このうち、早期発見の取り組みとして、法改正以前は、侵入警戒調査として植物防疫所および都道府県で調査を実施してきたところであるが、都道府県においては、域内で問題になり得る主要な病害虫を自ら選択したうえで、生産園地等において調査を実施する等、調査対象病害虫や調査地点数については都道府県側の裁量の下で行

Initiatives for Prevention of the Introduction and Spread of Pests in Plant Protection Act. By Koichi NAKAZONO

(キーワード：植物防疫法の一部改正、侵入調査事業、緊急防除実施基準)

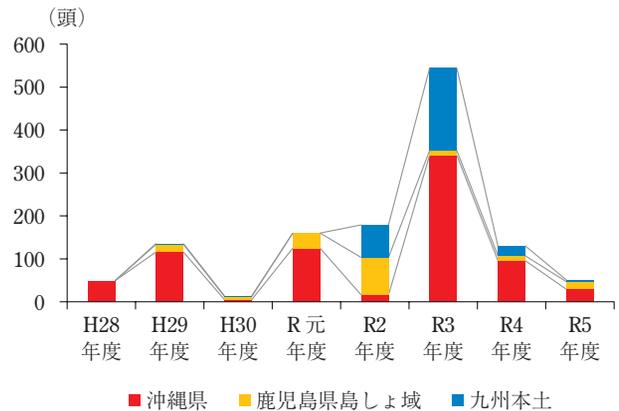


図-1 ミカンコミバエ種群の誘殺数の推移 (九州および沖縄)

都道府県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
東京	0	0	0	0	0	1	1	0	2
長崎	0	0	0	3	1	0	0	0	4
鹿児島	0	0	4	7	1	5	0	1	18
沖縄	0	0	10	5	2	4	2	0	23
合計	0	0	14	15	4	9	3	1	47

図-2 2023年のミカンコミバエ種群の誘殺状況

われている状況であった。一方、この調査体制では、調査が齊一的に実施されておらず、都道府県ごとの調査にばらつきが生じ、病害虫の早期発見に支障をきたすおそれがあった。

このため、重要病害虫の早期発見・早期防除を目的として、法改正により、全国で齊一的に病害虫の調査を行う侵入調査事業を新たに法に位置づけ、令和5年4月より調査が開始したところである(図-3)。法改正後の侵入調査事業における調査の変更点として、調査地点について、植物防疫所では従来の海空港に加えて中央卸売市場においても調査を実施するとともに、また、都道府県においては、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て計画を定めることとなり、調査対象の病害虫ごとに全国で約80~600地点、病害虫によっては2,000地点以上の規模で調査を実施している。